

資料 2－1－3
令和元年5月15日
風力部会資料

(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業

環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 31 年 2 月

日立サステナブルエナジー株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	3
(5) 縦覧者数	3
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	4
(1) 公告の日及び公告方法	4
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	4
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	5
1. 環境の保全の見地からの意見	5
(1) 動物・植物・生態系	5
(2) その他	11

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及び要約書を公告の日から起算して約1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成30年12月10日（月）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・平成30年12月10日（月）付 河北新報新聞社、福島民友新聞社、
福島民報社の全県版

※平成30年12月21日（金）～23（日）に開催する説明会についての公告を含む。

② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報しちかしゅく 12月号（平成30年12月1日発行）（別紙2-1参照）
- ・広報しろいし 12月号（平成30年12月1日発行）（別紙2-2参照）
- ・福島市茂庭出張所管内（平成30年12月10日配布）（別紙2-3参照）
- ・広報くにみ お知らせ版 11月27日号（平成30年11月27日発行）（別紙2-4参照）
- ・広報こおり お知らせ版（平成30年12月5日発行）（別紙2-5参照）

③ インターネットによるお知らせ

平成30年12月10日（月）又はそれ以降から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・宮城県のウェブサイト（別紙3-1参照）

<https://www.pref.miyagi.jp/site/assesu/list1873-5498.html>

- ・福島県のウェブサイト（別紙3-2参照）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/eia-zisshianken/eia-anken-law-30.htm>

- ・国見町 ウェブサイト（別紙3-3参照）

<https://www.town.kunimi.fukushima.jp/life/1/5/18/>

- ・日立サステナブルエナジー ホームページ（別紙3-4参照）

<http://www.hitachi-capital.co.jp/hitachi-sustainable-energy/>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の宮城県内にて3箇所、福島県内で6箇所、合計9箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・宮城県庁環境生活部環境対策課（本庁舎13階）（別紙4参照）
宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
- ・七ヶ宿町役場町民ホール（本庁舎1階）（別紙4参照）
宮城県刈田郡七ヶ宿町字関126
- ・白石市役所市民経済部生活環境課（本庁舎1階）（別紙4参照）
宮城県白石市大手町1-1
- ・福島県庁生活環境部環境共生課（西庁舎8階）（別紙4参照）
福島県福島市杉妻町2-16
- ・福島市役所環境部環境課（本庁舎6階）（別紙4参照）
福島県福島市五老内町3-1
- ・福島市役所環境部環境課環境保全係（旧児童文化センター内）（別紙4参照）
福島県福島市桜木町8-13
- ・福島市役所茂庭出張所（別紙4参照）
福島県福島市飯坂町茂庭字宮沢口9-1
- ・国見町役場住民生活課（本庁舎1階）（別紙4参照）
福島県伊達郡国見町大字藤田字一丁田二1-7
- ・桑折町役場生活環境課（分庁舎1階）（別紙4参照）
福島県伊達郡桑折町字東大隅18

② インターネットの利用による縦覧

- ・日立サステナブルエナジー ホームページ

<http://www.hitachi-capital.co.jp/hitachi-sustainable-energy/>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：平成30年12月10日（月）から平成31年1月9日（水）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）
- ・縦覧時間：午前8時30分～午後5時15分
- ・電子縦覧：平成30年12月10日（月）午前0時から平成31年1月10日（木）
午前0時まで

なお、インターネットの利用による縦覧については、電子縦覧の期間、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（記名者数）は2名であった。

（内訳）宮城県庁環境生活部環境対策課	2名
七ヶ宿町役場町民ホール	0名
白石市役所市民経済部生活環境課	0名
福島県庁生活環境部環境共生課	0名
福島市役所環境部環境課	0名
福島市役所環境部環境課環境保全係	0名
福島市役所茂庭出張所	0名
国見町役場住民生活課	0名
桑折町役場生活環境課	0名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙1、別紙2、別紙3参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・サンライフ福島(福島市北矢野目字檀ノ腰 6-16)

開催日時：12月21日(金) 19:00～20:00

来場者数：4名

- ・セツ宿町活性化センター(刈田郡セツ宿町字関 94)

開催日時：12月22日(土) 10:30～11:30

来場者数：1名

- ・白石市福岡公民館(白石市福岡長袋陣場が丘 12-1)

開催日時：12月22日(土) 13:00～14:00

来場者数：1名

- ・白石市中央公民館(白石市寺屋敷前 25-6)

開催日時：12月23日(日) 13:00～14:00

来場者数：0名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成30年12月10日(月)から平成31年1月23日(水)まで

(郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ② 日立サステナブルエナジー株式会社への書面の郵送、FAX及び電子メール

(3) 意見書の提出状況

合計3名の方から、3通の意見書が提出された。

第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条の規定に基づく環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見は38件であった。方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

1. 環境の保全の見地からの意見

(1) 動物・植物・生態系

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書1）（1/4）

神奈川県川崎市在住 T 氏

No.	質問・指摘事項等	事業者の見解
1	■コウモリ類について コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫を食べるので、人間にとって、非常に役立つ益獣である。風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。コウモリ類の出産は年1〜2頭程度と、繁殖力が極めて低いため、死亡率のわずかな増加が、地域個体群へ重大な影響を与えるのは明らかである。国内では今後さらに風車が建設される予定であり、コウモリ類について累積的な影響が強く懸念される。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。	コウモリ類については、専門家から助言を戴きつつ、現地調査及び環境影響に関する予測評価を実施し、必要に応じて保全措置を検討いたします。また、風力発電機稼働後に事後調査を行い、バットストライクの発生状況を確認し、専門家の助言をふまえ、必要に応じて追加的な環境保全措置を検討することとしています。
2	■コウモリ類について 事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか。	自然環境保全の観点から、重要種以外でも影響が大きい場合は、専門家と相談の上、環境保全措置を検討したいと考えます。
3	■P302 バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者が行う「高度別飛翔状況の調査（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する（例えば「WINDBAT」http://www. Windbat. Techfak. fau. de/ index. shtml）。よって、バットストライクの予測を「定量的」に行い客観的数値で示すこと。	ご指摘事項について留意し、専門家に助言を戴きつつ、調査・解析、予測及び評価を実施いたします。
4	■「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングしたコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。仮に事業者が「コウモリ類の予測は定量的にできない」と考えている場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。	ご指摘事項について留意し、専門家に助言を戴きつつ、調査・解析、予測及び評価を実施いたします。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書1）（2/4）

No.	質問・指摘事項等	事業者の見解
5	■コウモリの音声解析について コウモリの周波数解析（ソナグラム）による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。仮に種の同定を誤れば、当然ながら誤った予測評価につながるだろう。よって、無理に種名を確定しないで、グループ（ソナグラムの型）に分けて利用頻度や活動時間を調査するべきである。	ご指摘事項について留意し、調査を実施いたします。
6	■コウモリの音声録音について 捕獲によって攪乱が起こるので、自動録音調査と捕獲調査は、同日に行うべきでない（捕獲調査日の録音データは使用しないこと）。	ご指摘事項について留意し、調査を実施いたします。
7	■コウモリの捕獲調査について ・コウモリ類について配慮のかけた不適切な捕獲を行う業者がいる。よってコウモリの捕獲及び許可申請の際には必ず「コウモリ類の専門家」の指導を受ける（うけさせる）べきだ。 ・6月下旬～7月中旬はコウモリ類の出産哺育期にあたるため、捕獲調査を避けるべきではないのか。 ・ハーブトラップは高空を飛翔するコウモリを捕獲できないので、カスミ網も併用するべきではないか。 ・捕獲したコウモリは、麻酔をせずに、種名、性別、年齢、体重、前腕長等を記録し、すみやかに放獣するべきではないか。 ・捕獲個体やねぐらに残した幼獣への影響が大きいので、ハーブトラップは、かならず夜間複数回見回るべきだ（夕方設置して、見回りせずに朝方回収などということをして絶対に行わないこと）。 ・捕獲した個体を持ち帰り飼育しないこと。 ・捕獲した個体を素手で扱わないこと。 ・冬眠中の個体を絶対に覚醒させないこと。 ・冬眠中の個体を絶対に捕獲しないこと。	捕獲調査については、事前に専門家に調査計画をご確認戴き、指導を受けた上で実施致します。 なお、捕獲調査を行う際には、ご指摘いただいた事項にも注意し、対象個体に影響がないように調査を進めます。
8	■回避措置（ライトアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は「ライトアップアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。	本書には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」といった内容の記載はございません。 また、コウモリ類への影響については、調査・予測及び評価の結果をもとに、専門家の助言を頂きつつ、適切な環境保全措置を検討いたします。
9	■回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。昆虫類はライトだけでなくナセルから発する熱にも誘引される。またナセルの隙間、ブレードの回転音、タワー周辺の植生や水たまりなどコウモリ類が誘引される要因は様々であることが示唆されている。 つまりライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』」できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できないければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。	本書には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」といった内容の記載はございません。 また、コウモリ類への影響については、調査・予測及び評価の結果をもとに、専門家の助言を頂きつつ、適切な環境保全措置を検討いたします。
10	■コウモリ類の保全措置（回避）について 樹林内に建てた風車や、樹林（林縁）から200m以内に建てた風車は、バットストライクの高リスクが高いことが、これまでの研究でわかっている。低空（林内）を飛翔するコウモリでさえ、樹林（林縁）から200m以内ではバットストライクの高リスクが高くなる。よって、風力発電機は樹林から200m以上離すこと。	ご指摘事項もふまえ、専門家に助言を戴きつつ検討いたします。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書1）（3/4）

No.	質問・指摘事項等	事業者の見解
11	■「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きのP3-110～111には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげる」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。 (Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010)	本書には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」といった内容の記載はございません。 また、今後の調査・予測及び評価の結果をもとに、専門家の助言を頂きつつ、適切な環境保全措置を検討いたします。
12	■コウモリ類の保全措置について 事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのだろうか？既存資料によれば、樹林から200mの範囲に風車を立てないこと（回避措置）、『カットイン風速を限られた期間と時間帯に高く設定すること（低減措置）』がコウモリの保全措置として有効な方法であることがわかっている。この方法は、事業者が「実施可能」かつ「適切な」、コウモリ類への環境保全措置である。	風車稼働後に事後調査を行い、バットストライクの発生状況を確認し、風車毎の立地特性や発生要因を精査するとともに、専門家の助言のもとに、必要に応じて追加的な環境保全措置を検討することと致します。
13	■コウモリ類の保全措置（低減措置）について コウモリの保全措置として、「カットイン風速の値を上げること」が行われている。事業者は、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげれば、バットストライクの発生を抑えられることを認識しているのか？	風車稼働後に事後調査を行い、バットストライクの発生状況を確認し、風車毎の立地特性や発生要因を精査するとともに、専門家の助言のもとに、必要に応じて追加的な環境保全措置を検討することと致します。
14	■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること 上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、（カットイン風速の値を上げる）保全措置は実施しない（事後調査の後まで先延ばしにする）」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。 保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。	御指摘事項もふまえ専門家に助言を戴きつつ、コウモリ類に対して負荷の少ない保全措置について検討いたします。
15	■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること2 そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。	御指摘事項もふまえ専門家に助言を戴きつつ、コウモリ類に対して負荷の少ない保全措置について検討いたします。
16	■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること3 上記について事業者は「実際に何個体死ぬか仕組みがよくわからないから（適切な保全措置をせずに）事後調査して、本当に死んだらその時点で保全措置を検討する」などと論点をすり替えるかもしれないが、それは「事後調査」という名目の「実証実験」である。身勝手な「実験」でコウモリを殺してはいけない。保全措置とは「コウモリを殺す前」から安全側で実施する行為である。	御指摘事項もふまえ専門家に助言を戴きつつ、コウモリ類に対して負荷の少ない保全措置について検討いたします。
17	■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること3 上記について事業者は「実際に何個体死ぬか仕組みがよくわからないから（適切な保全措置をせずに）事後調査して、本当に死んだらその時点で保全措置を検討する」などと論点をすり替えるかもしれないが、それは「事後調査」という名目の「実証実験」である。身勝手な「実験」でコウモリを殺してはいけない。保全措置とは「コウモリを殺す前」から安全側で実施する行為である。	御指摘事項もふまえ専門家に助言を戴きつつ、コウモリ類に対して負荷の少ない保全措置について検討いたします。
18	■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること4 国内では、すでに多数の風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置として稼働制限を行うことを表明した。 大変すばらしいことだと思う。是非、本事業者も検討してほしい。ただし、保全措置は事業者の主観ではなく、現地調査結果及び予測結果を踏まえるべきである。	御指摘事項もふまえ専門家に助言を戴きつつ、コウモリ類に対して負荷の少ない保全措置について検討いたします。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書1）（4/4）

No.	質問・指摘事項等	事業者の見解
19	■ バットディテクターによる調査について バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向（上向きか下向きか）を記載すること。 なお「仕様に書いていない（ので分からない）」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。	ご指摘事項については準備書にて記載させていただきます。
20	■ P301 バットディテクターによる調査地点について バットディテクターによる調査地点が1か所のみであるが、その根拠を述べよ。「利用頻度を比較する」つもりならば、すべての風力発電機設置位置（8箇所）において日没前から日の出まで自動録音調査するべきではないのか。	ご指摘事項について留意し、専門家に助言を戴きつつ、調査・解析、予測及び評価を実施いたします。
21	■ 高度別飛翔状況調査の期間について バットディテクターによる高度別飛翔状況調査の期間は春季から秋季としているが、曖昧な記載であり不適切だ。予測をするつもりならば、毎日連続して記録すること。	バットディテクターによる高度別飛翔状況は、4月～11月まで記録することにしております。
22	■ バットディテクターによる調査時間について バットディテクターによる調査時間の記載がない。日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。	バットディテクターによる踏査は日没1時間前から日没後4時間程度を目安に実施する予定とし、専門家に助言を戴きつつ調査を実施いたします。 なお、風況ポールを使用した調査については、調査期間中を通じて自動確認記録する様に致します。
23	■ コウモリ類の保全措置について 事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子孫につなぐべき生物多様性をとりあげてはいけない。『事後調査でコウモリの死骸を確認したら保全措置を検討する』などという悪質な事業者がいたが、コウモリの繁殖力は極めて低いので、一時的な殺戮が地域個体群へ与える影響は大きい。 コウモリの活動期間中に『カットイン風速を少しあげれば』、バットストライクの発生を低減できることはこれまでの研究でわかっている。『ライトアップをしないこと』はバットストライクを『低減する効果』は確認されていない。さらに『事後調査』は『環境保全措置』ではない。 『影響があることを予測』しながら『適切な保全措置』をとらないのは、「発電所アセス省令」に違反する。	まずは調査とその結果に対する分析を進め、現地のコウモリ類の生息状況の把握に努めます。 バットストライクの発生頻度については周辺の環境特性（地形・植生等）や気象条件、生息密度などによって異なることが推測され異なることが推測されますので、風車稼働後に事後調査を行い、バットストライクの発生状況を確認し、風車毎の立地特性や発生要因を精査するとともに、専門家の助言のもとに、必要に応じて追加的な環境保全措置を検討することと致します。
24	■ 事後調査など信用できない コウモリは小さいので、死骸はスカベンジャーに持ち去られてすぐに消失する。月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、科学的な根拠は乏しい。最新の科学的知見に従い、コウモリの保全措置を安全側で実施し、「その上で」科学的かつ透明性の高い事後調査を実施すること。	予測の結果、影響が大きいと判断された場合には適切な環境保全措置を検討するとともに、適切な方法による事後調査の実施を検討いたします。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 2）

埼玉県さいたま市在住 S 氏

No.	質問・指摘事項等	事業者の見解
26	コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群として、コウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。 国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。 このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。 なお、本意見は要約しないこと。	頂いた意見書の全文を記載しており、引き続き、準備書及び評価書でも全文を記載します。
27	・七ヶ宿ダムにはキクガシラコウモリ、コキクガシラコウモリ、ニホンウサギコウモリ、モモジロコウモリ、テングコウモリ、ユビナガコウモリなどが生息している。ヒアリング対象者は宮城県のコウモリの分布を把握しておらず不適格である。	ヒアリングについては、宮城県内の哺乳類に詳しい専門家を対象に実施しております。
28	・P285における専門家へのヒアリングで、「コウモリ飛翔高度確認調査では、活動量しか把握できないため、評価に関連づけるのは難しいと考えられる」と意見が述べられているが、国内外の風力発電所の影響評価ではブレード回転域内における活動量を把握することが基本かつ重要事項である。ただしコウモリの生態を理解していない者には難しいことであろう。専門家から指摘があったにもかかわらず、P303の「高度別飛翔状況の記録」を行う理由を示すこと。	高度別飛翔状況確認調査は、ブレード回転域内を利用しているコウモリ類の活動量を把握するために行うものです。
29	・P303の「バットディテクターによる確認（踏査）」で、使用する機材の仕様を記載すること。フルスペクトラム方式以外での調査は再現性が乏しく、信憑性も低い。	準備書には、使用するバットディテクターの機種及び仕様を記載いたします。予定ではフルスペクトラム方式の機種の使用を考えております。
30	・P303の「バットディテクターによる確認（高度別飛翔状況の記録）」で、使用する機材の仕様を記載すること。フルスペクトラム方式以外での調査は再現性が乏しく、信憑性も低い。	準備書には、使用するバットディテクターの機種及び仕様を記載いたします。予定ではフルスペクトラム方式の機種の使用を考えております。
31	・P303の「バットディテクターによる確認（高度別飛翔状況の記録）」で、調査期間が「春季～秋季」とあいまいな期間が示されているが、宮城県における当該地域のコウモリ類の活動時期を専門家から提示してもらい、具体的（〇月～〇月）に記載すること。	バットディテクターによる高度別飛翔状況は、4月～11月まで記録することにしております。
32	・P303の「バットディテクターによる確認（高度別飛翔状況の記録）」で、それぞれのマイク指向を示すこと。	準備書において、マイク指向を記載いたします。
33	・P303の「バットディテクターによる確認（高度別飛翔状況の記録）」で、「ブレード回転域の下端（約36m）」と「林内または樹冠での飛翔を確認できる高度（約10m～20m）」の2カ所に設置する理由を述べよ。マイク距離が近いことから、1つの音声は両方に入感されることは明らかである。費用の積算増が目的の無駄な調査と考える。	「ブレード回転域の下端」の調査では、マイクを上方に向けることにより、ブレード回転域内を利用する種を把握し、林内または樹冠出の飛翔を確認できる高度は、ブレード回転域より下を主に利用している種を確認する予定です。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書3）

宮城県柴田町在住 K 氏

	質問・指摘事項等	事業者の見解
34	環境の保全の見地からのご意見 私は宮城県南部において、猛禽類を観察している者です。 この度、貴社が作成された（仮称）七ヶ宿長老風力発電事業に係る環境影響評価方法書について、次のとおり意見を提出します。 貴社が環境影響評価方法書（以下、方法書と言う）を縦覧していた（仮称）七ヶ宿長老風力発電事業について、事業実施想定区域（以下、計画地と言う）に風力発電施設を建設した場合、環境省レッドリストの絶滅危惧IB類で宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物 RED DATA BOOK MIYAGI 2016（以下宮城 RDB と言う）にも掲載されているクマタカの生息地と重なることが予想され、衝突死（以下、バードストライクと言う）が発生する危険性が高い。また、サシバやハチクマなど希少猛禽類の渡り経路に対しても障壁影響等が発生することが懸念される。 計画段階配慮書において提示された計画地が縮小され、希少猛禽類への影響が少なくなったことは評価できるが、希少猛禽類のバードストライクや渡り経路の障壁影響の発生は依然懸念される。 計画書は専門家へのヒアリングを行っているが、私の観察においても計画地に隣接する花房山周辺においてクマタカの生息を確認しており、また、計画地全域周辺でも同種の生息の可能性が高いことから、影響評価に係る現地調査ではクマタカが繁殖しているものとして、現地調査は慎重を期してもらいたい。 また、宮城県南部のサシバの渡りルートの一つは花房山の東および西側を通り、南に飛翔することを確認している。このコースはサシバばかりでなくハチクマの飛翔南下も観察されている。このように計画地周辺は希少猛禽類の渡りコースにもなっている。 国内ではクマタカが過去に風力発電施設（以下、風車と言う）によるバードストライクに遭った事例があることから、計画地に風車を建設した場合、バードストライクの起こる可能性が高いと考える。そのため、クマタカの生息状況の確認および猛禽類の渡りに係る調査について、環境影響評価が適切に行えるよう質、量とも十分なものを求める。	既存資料の整理等により、事業実施想定区域周辺において、希少猛禽類の生息する可能性については認識しており、これらの希少猛禽類を対象とした現地調査の実施を予定しております。なお、希少猛禽類の現地調査結果及びその予測評価の結果については、専門家にもご確認頂くなどして適切な環境影響評価を行うよう努めます。
35	理由 ①適切な調査時期 方法書における鳥類の調査計画において、季節ごとに4回の調査を計画されているが、猛禽類の生息、生態調査は3月、4月の造巣期から巣立った幼鳥の生態、行動範囲を調査によって把握していただきたい。猛禽類が計画地をどのように利用しているかを明確に出来るよう調査時期を選定するとともに、調査回数も増やすなど配慮していただき、周年生息する猛禽類の正確な生息状況データを影響評価に提供していただきたい。 計画地を通過する猛禽類について、秋の調査を計画されているようだが、サシバ、ハチクマの移動時期は9月上旬から始まり、約ひと月続くことが観察されている。しかし、ピークの時期は短く、その年の気候に左右されることが知られている。従って、このピークの時期を外さない調査方法での実施が必要である。また、風向きによって上昇気流発生が峰の東になるか西になるかによって、移動のコースが変わること、風力によって移動高さが変わることも調査時には考慮して、適切な調査データを示していただきたい。決して調査方法の不備によって過小な評価とならないよう調査は質、量とも十分なものを求める。	猛禽類の生息状況の把握のため1月～12月に各月1回の調査を行うことにしております。また、渡りを行う猛禽類の調査時期については、専門家の意見を参考にしながら、渡りのピークを逃さないように7～10日程度の間隔で6回の調査を行う予定としております。
36	②調査位置 計画の周辺及び計画地に調査員を配置して調査を実施する計画のようであるが、特に風車の建設予定地となる調査定点においては猛禽類の行動に影響が無いよう配慮していただきたい。見通しが良い峰は猛禽からも調査員の存在が判り、近づかないなど影響がでるおそれがある。調査手法の不備によってデータの過小な評価とならないよう質、量とも十分なものを求める。 最後に、私は今後も宮城県南部の猛禽類の観察を続けていきます。 貴社においても、風車の建設にあたっては、野鳥の生息状況等を的確に把握し、地域の優れた自然環境と生物多様性が失われないよう適切な対応をとることを強く求めます。	猛禽類の行動に影響を及ぼす可能性のある地点については、ブラインドを利用するなど猛禽類の行動に影響を与えないような対策を検討し、調査を実施する予定です。

(2) その他

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書1）

神奈川県川崎市在住 T 氏

No.	質問・指摘事項等	事業者の見解
37	■ 専門家へのヒアリング年月日が記載されていない。 専門家ヒアリングは適切な時期に実施するべきだが、年月日が記載していなければ適切な時期にヒアリングを実施したのか閲覧者は判断できない。よってヒアリング年月日を記載するべきではないのか。	準備書において、専門家ヒアリングの日時を記載いたします。
38	■ 「回避」と「低減」の言葉の定義について 事業者とその委託先のコンサルタントにあらかじめ指摘しておく。事業者らは「影響の回避」と「低減」の言葉の定義を本当に理解しているだろうか。 事業者らは、コウモリ類への保全措置として「ライトアップをしない」ことを掲げるはずだが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。	風力発電事業が環境影響評価法の対象となってからまだ数年しか経っておらず、供用後の事後調査によって、最近になってバットストライクの情報が蓄積されつつある段階です。このため、国内におけるバットストライクの発生メカニズムは、まだ十分に明らかとなっておらず、効果的な保全措置は現時点ではないものと考えております。 したがって、風車稼働後に事後調査を行い、バットストライクの発生状況を確認し、風車毎の立地特性や発生要因を精査するとともに、専門家の助言のもとに、必要に応じて追加的な環境保全措置を検討することと致します。
39	■ 意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。 事業者見解には、意見書を全文公開すること。	頂いた意見書の全文を記載しており、引き続き、準備書及び評価書でも全文を記載します。

○日刊新聞紙における公告

河北新報新聞社・福島民友新聞社・福島民報新聞社（平成 30 年 12 月 10 日（月））

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「（仮称）七ヶ宿長老風力発電事業 環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり
公告いたします。

一、事業者の名称 日立サステナブルエナジー株式会社

代表者の氏名 代表取締役社長 石田 桂

事業者の所在地 茨城県日立市幸町三丁目2番2号

二、対象事業の名称（仮称）七ヶ宿長老風力発電事業

種類 風力発電所設置事業

規模 発電設備出力 最大二万九千六百キロワット

三、対象事業実施区域 宮城県七ヶ宿町及び白石市

四、関係地域の範囲 宮城県七ヶ宿町、白石市

五、縦覧の場所 宮城県環境生活部環境対策課、七ヶ宿町役場一階市民ホール、白石市生活環境課、福島県生活環境部環境共生課、福島市環境課（本庁舎）、福島市環境課環境保全係、福島市茂庭出張所、国見町住民生活課、桑折町役場（いずれも開庁時のみ）

電子縦覧 <http://www.hitachi-capital.co.jp/hiachi-sustainable-energy/index.html>

期間 平成三十年十二月十日（月）から
平成三十一年一月九日（水）まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境保全の見地からの意見をもちのちは、書面に住所、氏名、意見（意見の理由を含む）を記入のうえ、縦覧場所に備え付けてお

ります。意見書箱にご投函下さるか、平成三十一年一月二十三日（水）までに「八、問い合わせ先」へ郵送ください（当日消印有効）

七、住民説明会の開催を予定する場所・時間

七ヶ宿町活性化センター（刈田郡七ヶ宿町字関九十四）

十二月二十二日（土）午前十時半から午前十一時半まで

白石市福岡公民館（白石市福岡長後陣場が丘十二）

十二月二十二日（土）午後一時から午後二時まで

白石市中央公民館（白石市寺原敷前二十五）

十二月二十三日（日）午後一時から午後二時まで

サンライフ福島（福島市北矢野目字堀ノ腰六番地一）

十二月二十一日（金）午後七時から午後八時まで

八、問い合わせ先 日立サステナブルエナジー株式会社

〒307-0073 茨城県日立市幸町三丁目2番2号

電話 0294(55)78008

担当 奥地 城夫（おくち けんお）

○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

広報しちかしゅく（平成 30 年 12 月 1 日発行）

「(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業 環境影響評価方法書」の 縦覧および説明会の開催について

七ヶ宿町と白石市において、弊社が計画している(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業に関して、環境影響評価に係る調査、予測および評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を縦覧し、意見を収集します。

また、事業および方法書の内容についての説明会を開催します。

- 縦覧場所 ・七ヶ宿町役場1階 町民ホール
・宮城県庁13階 環境対策課
- 縦覧期間 平成30年12月10日(月)～平成31年1月9日(水)
午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日、年末年始を除く)
- 意見書受付 縦覧場所に備え付けの意見書にご記入の上、
意見書箱へ投函するか、日立サステナブル
エナジー(株)へ郵送してください。
- 提出期限 平成31年1月23日(水)まで
※郵送の場合は、当日消印有効。

◆説明会の日時・場所

12月22日(土)午前10時30分～午前11時30分
七ヶ宿町活性化センター

- 提出先・お問い合わせ 日立サステナブルエナジー株式会社 ☎0294-55-9296
〒317-0073 茨城県日立市幸町三丁目2番2号



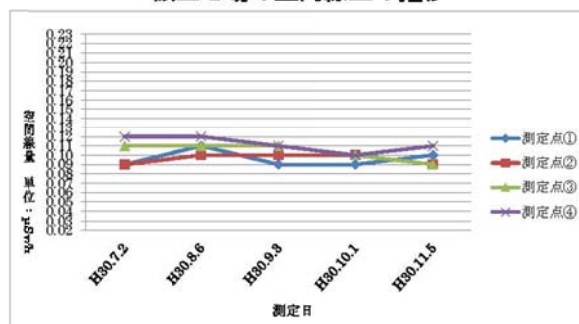
七ヶ宿町放射性物質除去土壌仮置き場の放射能測定結果

平成30年11月5日に柏木山放牧場の空間放射線量及び地下水放射性物質量を測定した結果、以下のとおりとなりました。

平成25年5月から空間線量を測定していますが、追加被ばく量が年間1 mSvを超えないように管理され仮置き場が安全に保たれていることを表しています。

※仮置き場内の4点を定点とし測定しています。

仮置き場の空間線量の推移



※雪が消えたことにより、放射線量が高くなっています。

○地下水の測定結果

単位:Bq/kg

調査項目	測定値
放射性ヨウ素 (I - 131)	不検出
放射性セシウム (Cs - 134)	不検出
放射性セシウム (Cs - 137)	不検出

測定開始時から不検出となっています。

●お問い合わせ

総務課 ☎37-2111 (担当:東根)

広報しちかしゅく No.695 ⑫

○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

広報しろいし（平成 30 年 12 月 1 日発行）

「(仮称) 七ヶ宿長老風力発電事業 環境影響評価方法書」の 縦覧および説明会の開催について

白石市内および七ヶ宿町において、日立サステナブルエナジー株式会社が計画している(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業に関して、環境影響評価に係る調査、予測および評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を縦覧し、意見を収集します。

また、事業および方法書の内容についての説明会を開催します。

●縦覧場所 市役所 1 階 生活環境課

宮城県庁 13 階 環境対策課

●縦覧期間 12月10日(月)～平成31年1月9日(水)
8:30～17:15(土・日・祝日・年末年始を除く)

●インターネットによる公表 事業者のホームページから閲覧できます。

<http://www.hitachi-capital.co.jp/hitachi-sustainable-energy/index.html>

●意見書の受付 環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見書箱へ投函するか、問い合わせ先へ郵送してください。
※意見書は、縦覧場所に備え付けています（上記ホームページからダウンロード可能）。

●意見書の提出期限 平成31年1月23日(水)

※郵送の場合は、当日消印有効

●説明会の日時・場所

場所	日時
福岡公民館	12月22日(土) 13:00～14:00
中央公民館	12月23日(日) 13:00～14:00

●事業実施区域



◎日立サステナブルエナジー株式会社

〒317-0073 茨城県日立市幸町三丁目2番2号

☎0294-55-9296

「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言に賛同表明

10月25日、全国青年市長会（会長：加藤剛士 北海道名寄市長）の北海道・東北ブロック会議が名寄市立大学で開催され、山田市長はじめ北海道・東北の青年市長が、内閣府が推進する「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言の賛同を共同で表明しました。同行動宣言は、女性の意欲を高め、能力を発揮できるよう、官民といった組織の枠を超え取り組みやネットワークづくりを男性リーダー自らが発信していこうというもの。今回の行動宣言に賛同した室蘭市、美瑛市、名寄市、登別市、横手市、山形市、鶴岡市、南陽市、白石市の9市長のうち5人が賛同式に出席し、「女性の活躍を加速するため、自ら行動・発信し、現状を打破し、ネットワークを進めます」と宣誓しました。

賛同式の中で山田市長は、白石市の女性新規採用率がここ数年50%前後と高い割合で推移していることを紹介しながら、「人口減少や少子高齢化、価値観の多様化の中、課題解決には女性の視点が大事であり、さまざまな取り組みを勉強しながら、女性がしっかりとしたポストに就けるような人材育成を考えていきたい」と話しました。



▲行動宣言に署名した左から、高橋幹夫美瑛市長、加藤剛士名寄市長、小笠原春一登別市長、山田市長、白岩孝夫南陽市長

○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

福島市役所茂庭出張所お知らせチラシ（平成 30 年 12 月 10 日（月）

「（仮称）七ヶ宿長老風力発電事業 環境影響評価方法書」の
縦覧および説明会の開催について

宮城県七ヶ宿町及び白石市内において、日立サステナブルエナジー株式会社が計画している（仮称）七ヶ宿長老風力発電事業に関して、環境影響評価に係る調査、予測および評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を縦覧し、意見を収集します。

また、事業および方法書の内容についての説明会を開催します。

●福島市での縦覧場所（以下、3箇所）

- ・福島市環境課（本庁舎）
- ・福島市環境課環境保全係
- ・福島市茂庭出張所

●縦覧期間 平成 30 年 12 月 10 日（月）～

平成 31 年 1 月 9 日（水）

8:30～17:15（土・日・祝日を除く）

●インターネットによる公表 事業者のホームページから閲覧できます。

<http://www.hitachi-capital.co.jp/hitachi-sustainable-energy/index.html>

●意見書の受付 環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に据え付けの意見書箱へ投函するか、問い合わせ先へ郵送してください。※意見書は、縦覧場所に備え付けています（上記ホームページからダウンロード可能）。

●意見書の提出期限 平成 31 年 1 月 23 日（水）

※郵送の場合は、当日消印有効

問：日立サステナブルエナジー株式会社

〒317-0073 茨城県日立市幸町三丁目 2 番 2 号

電話 0294-55-9296

●説明会の日時・場所

場所	日時
サンライフ福島	平成 30 年 12 月 21 日（金） 19:00～20:00

●対象事業実施区域



○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

広報くにみお知らせ版（平成 30 年 11 月 27 日発行）

お知らせ版

お知らせ 国見町食の文化祭 「あつかしさん」新酒発表会も同時開催！

国 見町食の文化祭を開催します。会場には、町の特産品や郷土料理が 30 種類以上並び、新酒「あつかしさん」もお楽しみいただけます。参加を希望される方は次により申し込みください。

- 日 時 12 月 19 日(金)
午後 6 時から午後 8 時（開場：午後 5 時 30 分）
- 場 所 観月台文化センター・ホール
- 定 員 200 名
- 参 加 費 2,000 円（お土産付き）
※完全事前申込み制です。
※参加費は当日受付にて支払いください。
- 申込期限 12 月 12 日(金)午後 5 時まで



■問い合わせ・申込先
企画情報課総合政策室 ☎ 585-2217

お知らせ 平成 31・32 年度国見町入札参加資格審査申請書の本受付

こ の申請手続きは、国見町が発注する建設工事等に関する契約に係る入札への参加を希望される方について、あらかじめ資格の有無を審査するものです。

資格審査の結果、入札参加資格を有すると認められた者については、有資格者名簿に登載されることになります。

有資格者名簿に登載を希望される業者は、必ず受付期間内に申請してください。

- 受付部門 「建設工事」「測量・調査・設計」「物品購入（修繕）」以上 3 部門
- 受付期間 12 月 5 日(金)から 12 月 25 日(火)まで（土日・祝日除く）
- 受付時間 午前 9 時から正午
午後 1 時から午後 4 時まで
- 受付場所 国見町役場庁舎 1 階多目的のルーム
- 提出書類 町ホームページでご確認ください

☎ 総務課財政係 ☎ 585-2114

お知らせ 環境影響評価方法書の縦覧

宮 城県七ヶ宿町および白石市内において、日立サステナブルエナジー株式会社が計画している（仮称）七ヶ宿長老風力発電事業に関して、環境影響評価に係る調査、予測および評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を縦覧し、意見を収集します。また、事業および方法書の内容について説明会を開催します。

- 縦覧場所 国見町役場 1 階 住民生活課
- 縦覧期間 12 月 10 日(金)から平成 31 年 1 月 9 日(火)まで（土日・祝日を除く）
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

■インターネットによる公表（事業者ホームページ）
<http://www.hitachi-capital.co.jp/hitachi-sustainable-energy/index.html>

■意見書の受付
環境保全の見地からの意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見書箱へ投函するか、お問い合わせ先へ郵送してください。

※意見書は縦覧場所に備え付けています（上記ホームページからダウンロード可能）

■意見書の提出期限 平成 31 年 1 月 23 日(火)
※当日消印有効

☎ 日立サステナブルエナジー株式会社
〒 317-0073 茨城県日立市幸町三丁目 2 番 2 号
☎ 0294-55-9296

説明会

■日時 12 月 21 日(金)午後 7 時から午後 8 時

■会場 サンライフ福島（福島市）

○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

広報こおりお知らせ版（平成 30 年 12 月 5 日発行）

お知らせ版

「(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業 環境影響評価方法書」縦覧・説明会

七ヶ宿町および白石市内において、日立サステナブルエナジー(株)が計画している(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業に関して、環境影響評価に係る調査、予測および評価の手法をまとめた「環境影響評価方法書」を縦覧し、意見を収集します。また、事業および方法書についての説明会を開催します。

■桑折町での縦覧場所

役場分庁舎1階 生活環境課

■期間 12月10日月～平成31年1月9日
8:30～17:15(土日祝日を除く)

■インターネットによる公表

事業者のホームページから閲覧できます。

<http://www.hitachi-capital.co.jp/hitachi-sustainable-energy/index.html>

■意見書の受付 環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に据え付けの意見書箱へ投函するか、問い合わせ先へ郵送してください。
※意見書は、縦覧場所に備え付けています。

(上記ホームページからダウンロード可能)

■意見書の提出期限 平成31年1月23日迄

※郵送の場合は、当日消印有効

【説明会について】

■日時 12月21日金 19:00～20:00

■場所 サンライフ福島(福島市)

【対象事業区域】



■郵送先・問い合わせ

〒317-0073 茨城県日立市幸町三丁目2番2号
日立サステナブルエナジー(株)
☎ 0294-55-9296

多重債務・貸金業に関する相談窓口

財務省福島財務事務所では次のような相談を受け付けています。秘密厳守、相談無料です。

- ・返済しきれない借金に関すること
- ・貸金業者や「ヤミ金融」業者に関する情報
- ・不正に利用されている預貯金口座に関すること

☎財務省福島財務事務所 理財課 ☎ 533-0064

「林業・木材産業改善資金」の利用

福島県では、林業・木材産業の経営の改善、林業労働に係る労働災害の防止、林業従事者確保を目的とした新たな事業部門の経営の開始等を行う林業・木材産業事業者に対し、必要な資金を無利子※で貸し付けています。詳細は、県の農林事務所までご確認ください。

貸付対象となる取組み	①新たな林業部門の経営開始 ②新たな木材産業部門の経営開始 ③林産物の新たな生産方式の導入 ④林産物の新たな販売方式の導入 ⑤林業労働に係る安全衛生施設の導入 ⑥林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入
対象者	・林業に従事している個人 ・木材産業に属する事業を営む個人または会社（資本の額もしくは出資の総額が1,000万円以下の会社または常時使用する従業者の数が100人(木材製造業を営む者にあっては、300人)以下の会社もしくは個人に限る。) ・上記の人が組織する団体
貸付限度額	・林業事業者：個人1,500万円、会社3,000万円、会社以外の団体5,000万円 ・林業・木材産業改善措置を実施する木材産業者：1億円
償還期間	10年以内(うち、措置期間3年以内)

※ただし、償還が延滞した場合には年12.25%の違約金が発生します。

☎県北農林事務所 森林林業部

☎ 521-2632 (土日祝日を除く 8:30～17:15 まで)

申告書作成会場をご利用される人へ

福島税務署から 「平成30年分確定申告」のお知らせ

福島税務署の申告書作成会場(ウィル福島アクティおろしまち)は、平成31年2月18日月に開設します。

会場開設前は、税務署内を含め申告書作成会場を設けていませんので、会場開設後にお越しください。

なお、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」では、自動計算により確定申告書を作成することができます。作成した申告書は、印刷して郵送等により提出できます。ぜひご利用ください。

■問い合わせ 福島税務署 ☎ 534-3121 (代表)

※確定申告に関する一般的な相談は、『電話相談センター』でお答えしますので、音声案内に従い「1」番を、税務署に用事のある人は、「2」番を選択してください。

○インターネットによる「お知らせ」

(宮城県庁のウェブサイト)

[トップページ](#) > [環境影響評価について](#) > (仮称)七ヶ宿長老風力発電事業 (環境影響評価方法書)

[読み上げる](#)

(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業 (環境影響評価方法書)

[通常ページへ戻る](#) 掲載日：2018年12月10日更新

環境影響評価計画の公表に関するお知らせ

環境影響評価方法書

【事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地】

名称：日立サステナブルエナジー株式会社
 代表者：取締役社長 石田 桂
 所在地：茨城県日立市幸町3丁目2番2号

【対象事業の名称、種類及び規模】

名称：(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業
 種類：風力（陸上）
 規模：最大29,600kW

【対象事業が実施される区域】

刈田郡七ヶ宿町、白石市

【概要】

1 縦覧場所

宮城県庁行政庁舎13階 環境生活部環境対策課（仙台市青葉区本町三丁目8番1号）
 七ヶ宿町役場 1階市民ホール（大田郡七ヶ宿町字関126）
 白石市役所 市民経済部生活環境課（白石市大手町1番1号）

2 縦覧期間

平成30年12月10日（月曜日）～平成31年1月9日（水曜日）
 土曜日・日曜日・12月29日～1月3日・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日の場合は除きます。

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

4 インターネットによる公表

事業者のホームページにおいて平成30年12月10日（月曜日）から平成31年1月9日（水曜日）までご覧いただけます。
 URL：<http://www.hitachi-capital.co.jp/hitachi-sustainable-energy/index.html>

5 意見の提出

「方法書」について、環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、事業者宛てに書面にて意見書をお寄せください。

(1)意見書の記載事項

- ・住所・氏名(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地)
- ・方法書について、環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください)

(2)意見書の提出期限

平成31年1月23日（水曜日）まで（当日消印有効）

(3)意見書の提出先

縦覧場所に備え付けの意見書用紙への投函または以下の事業者宛てに郵送してください。
 〒317-0073 茨城県日立市幸町3丁目2番2号 日立サステナブルエナジー株式会社 開発グループ 宛

お問い合わせ先

〒317-0073 茨城県日立市幸町3丁目2番2号
 日立サステナブルエナジー株式会社 開発グループ
 電話：0294-55-7808 （土日祝日を除く 午前9時30分から午後6時まで）

このページに関するお問い合わせ先

環境対策課
 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号13階南側
 環境影響評価係
 Tel: 022-211-2667
 Fax: 022-211-2696
[メールでのお問い合わせはこちら](#)

○インターネットによる「お知らせ」

(福島県庁のウェブサイト)

2019/2/8

(仮称)セキ宿長老風力発電事業 - 福島県ホームページ

[ホーム](#) > [分類でさがす](#) > [くらし・環境](#) > [自然・環境](#) > [環境保全対策](#) > [環境影響評価実施案件](#) > (仮称)セキ宿長老風力発電事業
(仮称)セキ宿長老風力発電事業[通常ページへ戻る](#) 掲載日：2018年12月10日更新

〈更新情報〉

平成30年12月10日(月)、環境影響評価方法書の公告・縦覧が開始されました。

事業の名称		(仮称)セキ宿長老風力発電事業	
事業者		日立サステナブルエナジー株式会社	
事業の種類		風力発電所設置事業	
事業の実施区域		宮城県七ヶ宿町、白石市	
事業の規模		出力	最大29,600kW(定格出力3,700kW級の風力発電機を最大8基設置)
関係地域(※)		福島県福島市、伊達郡桑折町、国見町	
配慮書	公告日		
	縦覧期間		
	意見書提出期間		
	縦覧場所		
	福島県環境影響評価審査会	開催日	
	知事意見	通知日	
方法書	公告日	平成30年12月10日(月)	
	縦覧期間	平成30年12月10日(月)～平成31年1月9日(水)	
	意見書提出期間	平成30年12月10日(月)～平成31年1月23日(水)	
	縦覧場所	福島県庁生活環境部環境共生課、福島市役所本庁舎 環境課、福島市役所環境課環境保全係、福島市茂庭出張所、桑折町役場生活環境課、国見町役場住民生活課	
	説明会の開催	場所 サンライフ福島(福島市北矢野目橋ノ原6-16) 日時 平成30年12月21日(金)19時～20時	
	意見数		
	福島県環境影響評価審査会	開催日	平成30年12月26日(水)(事業者による説明、質疑応答等)
	知事意見	通知日	
準備書	公告日		
	縦覧期間		
	意見書提出期間		
	説明会の開催	日時	
		場所	
	意見数		
	公聴会の開催	-	
	福島県環境影響評価審査会	開催日	
	知事意見	通知日	
	評価書	公告日	
縦覧期間			
工事着手の届出			
工事完了の届出			
事後調査報告書	公告日		
	縦覧期間		
対象事業の廃止等			
備考			

(※) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域

このページに関するお問い合わせ先

[環境共生課](#) 環境影響評価係担当

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

Email kyousei@pref.fukushima.lg.jp

Tel : 024-521-7250

Fax : 024-521-7927

[電子メールでのお問い合わせはこちらから](#)

○インターネットによる「お知らせ」

(国見町役場のウェブサイト)

[トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [くらし](#) > [ごみ・環境](#) > [生活環境](#) > (仮称) 七ヶ宿長老風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

(仮称) 七ヶ宿長老風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

[通常ページへ戻る](#) 掲載日：2018年12月9日

宮城県七ヶ宿町および白石市内において、日立サステナブルエナジー株式会社が計画している(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業に関して、環境影響評価に係る調査、予測および評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を縦覧し、意見を収集します。また、事業および方法書の内容についての説明会を開催します。

■ 縦覧場所

国見町役場 1階 住民生活課

■ 縦覧期間

平成30年12月10日(月曜日)～平成31年1月9日(水曜日)
8時30分～17時15分(土・日・祝日を除く)

■ インターネットによる公表

事業者のホームページから閲覧できます。
<http://www.hitachi-capital.co.jp/hitachi-sustainable-energy/index.html> <外部リンク>

■ 意見書の受付

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見書箱へ投函するか、問い合わせ先へ郵送してください。
※意見書は、縦覧場所に備え付けています(上記ホームページからダウンロード可能)。

■ 意見書の提出期限

平成31年1月23日(水曜日) ※郵送の場合は、当日消印有効

問い合わせ先

日立サステナブルエナジー株式会社
〒317-0073
茨城県日立市幸町三丁目2番2号
電話0294-55-9296

■ 説明会の日時

・サンライフ福島
平成30年12月21日(金曜日) 19時～20時



このページに関するお問い合わせ先

[住民生活課](#) 住民生活係

〒969-1792 福島県伊達郡国見町大字藤田字一丁目二・1-7

Tel : 024-585-2116

Fax : 024-585-2181

[メールでのお問い合わせはこちら](#)

○インターネットによる「お知らせ」
【電子縦覧・縦覧場所・意見書の提出について】

(日立サステナブルエナジー株式会社 ウェブサイト)

印刷用

HITACHI
Inspire the Next

日立サステナブルエナジー株式会社

日立キャピタル お問い合わせ

サイトトップ 会社概要 経営の基本方針 連結子会社一覧

社会価値創造企業をめざして

地球環境を考え、社会の発展と豊かな暮らしの実現のため、新しい価値を創造し提供いたします。

当社からのお知らせ

【当社からのお知らせ】
「(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業 環境影響評価方法書」

本方法書は、「(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業に係る環境影響評価の一環として「環境影響評価法」、「発電所アセス省令」、「電気事業法」に基づき、所要の事項をまとめたものです。

【(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業】(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業 環境影響評価方法書【要約書】

【(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業】表紙・目次

【(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業】第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

【(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業】第2章 対象事業の目的及び内容

【(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業】第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況(自然的状況)

【(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業】第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況(社会的状況)

【(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業】第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

【(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業】第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

【(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業】第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

【(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業】第7章 その他環境省令で定める事項

【(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業】第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

【(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業】資料編

ご意見記入用紙

※上記PDFを快適にご利用いただくために、Internet Explorerでの閲覧を推奨しております。

お問い合わせ

関連リンク

再生可能エネルギー

日立キャピタルグループの再生可能エネルギー事業で、事業計画から運転開始・保守サービスまで、お客様の事業をフルサポートします。

環境活動

日立キャピタルグループの持続可能な社会・環境の実現に向けた活動を紹介します。

会社概要

経営の基本方針

新着情報

2017年2月23日

日立キャピタルグループ以外で「日立」「日立キャピタル」を名乗る金融業者などにご注意ください(日立キャピタルのページにリンクします。)>

ページの先頭へ

サイトの利用条件 個人情報保護方針 反社会勢力に対する方針

© Hitachi Sustainable Energy Ltd. 2018. All rights reserved.

○ご意見記入用紙

「(仮称) 七ヶ宿長老風力発電事業 環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

ご住所 _____

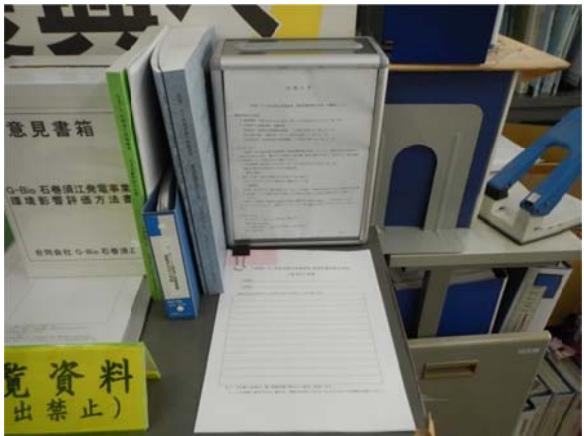
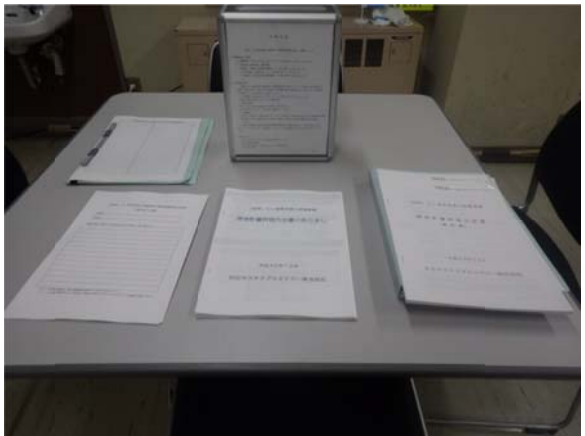
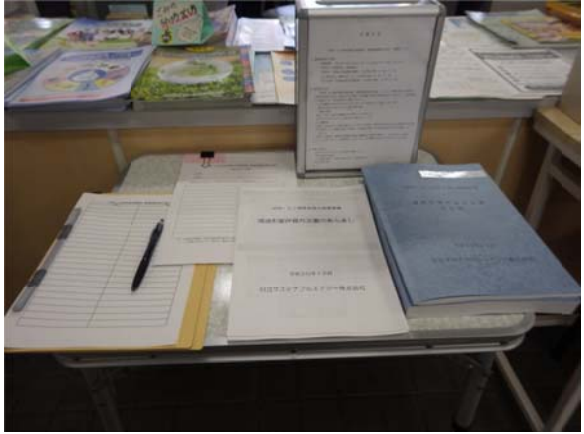
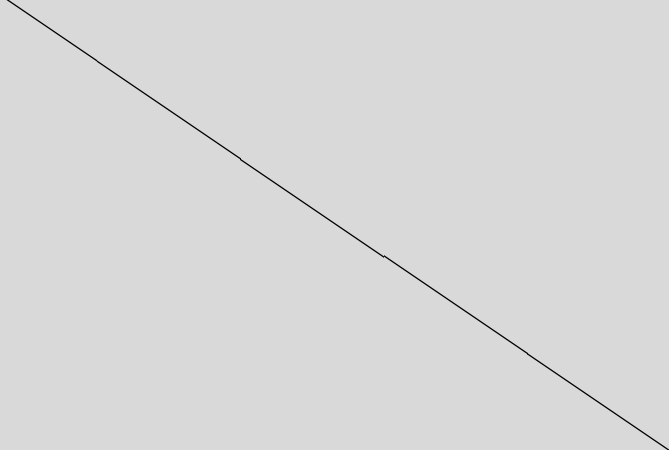
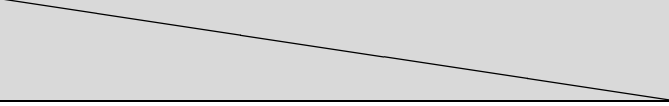
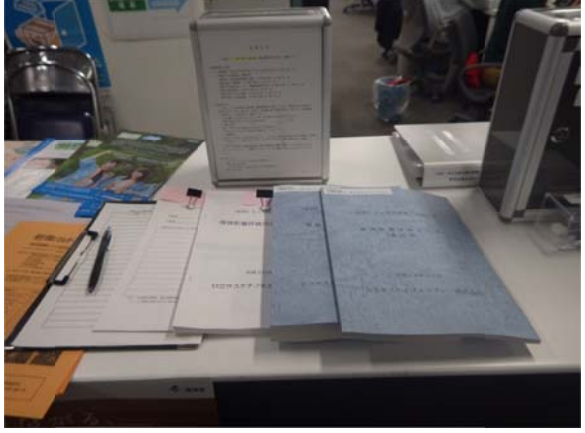
ご氏名 _____

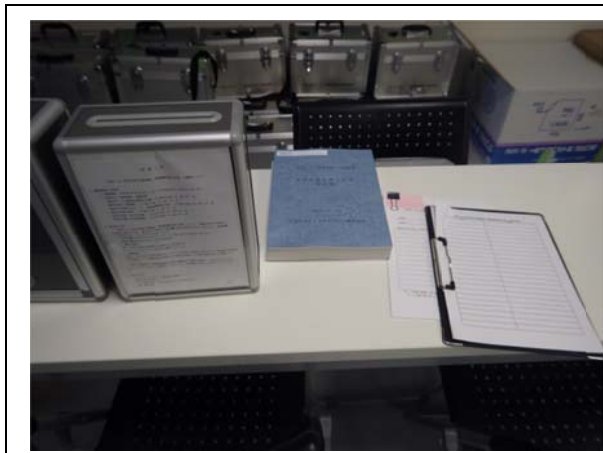
環境の保全の見地からのご意見をお持ちの場合は、ご記入願います。

注1：本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。

2：この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使い下さい。

○関係自治体庁舎での縦覧場所の状況

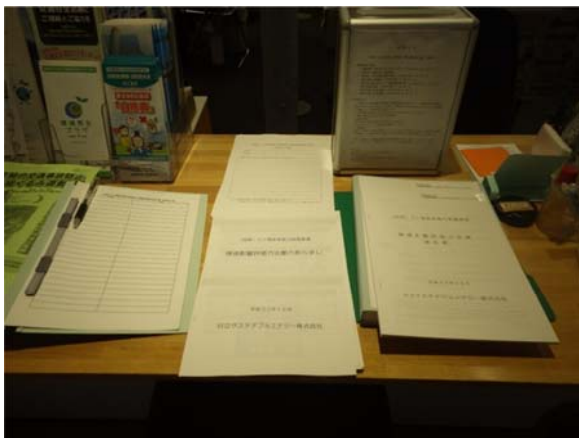
	
宮城県庁環境生活部環境対策課 (平成 31 年 1 月 9 日撮影)	七ヶ宿町役場町民ホール (平成 30 年 12 月 10 日撮影)
	
白石市役所市民経済部生活環境課 (平成 30 年 12 月 10 日撮影)	
	
福島県庁生活環境部環境共生課 (平成 30 年 12 月 10 日撮影)	福島市役所環境部環境課 (平成 30 年 12 月 10 日撮影)



福島市役所環境部環境課環境保全係
(平成 30 年 12 月 10 日撮影)



福島市茂庭出張所
(平成 30 年 12 月 10 日撮影)



国見町役場住民生活課
(平成 30 年 12 月 10 日撮影)



桑折町役場
(平成 30 年 12 月 10 日撮影)